

令和元年 11月 7日

▼タイトル

高島市職員措置請求（住民監査請求）の監査結果について
（住民税の課税漏れに関する件）

▼内 容

令和元年9月10日に提出された高島市職員措置請求書（住民税の課税漏れに関する件）について、監査を実施した結果を、地方自治法第242条第4項の規定に基づき請求人に通知したため、これを公表します。

▼経 過

令和元年9月10日 住民監査請求書受付
令和元年9月24日 住民監査請求書の受理決定
令和元年10月7日 請求人および関係職員の陳述聴取
令和元年11月7日 監査結果の通知および公表

▼請求の要旨

兼業許可を受けた市職員に対して、自治会等が平成30年度中に支払った役員給与が課税されていないことから、公金の賦課徴収を怠る事実として調査し、厳正な課税を市長に求める。

▼監査の結果要旨

請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

＜監査委員の判断＞

課税対象となる市職員は、適正に申告がされていることから、請求人の主張には理由がなく、賦課徴収を怠る事実はないと判断した。

▼監査結果公表文

別添のとおり

（監査結果には、請求者の氏名および団体の名称等を記載していますが、公表文には、個人名等は伏字に置き換えています。）

▼問い合わせ先

○所 属：監査委員事務局
○電話 番 号：0740（25）8000（内線582）
○ファックス：0740（25）8101